

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第二編 再軍備と治安対策の強化

一 サンフランシスコ両条約の締結により、政府は再軍備への道をいよいよはっきりと歩み出した。警察予備隊の強化や海上保安隊創設の計画等は着々と進められ、年末には「防衛力漸増計画」なる軍隊創設の計画が公然と報ぜられるに至った。

これと併行して、いわゆる治安立法を制定する努力が、団体等規正令・公安条令の法律化を中心としておこなわれ、ストライキ禁止法案も登場する。

さらに、アメリカ軍隊に対する妨害行為を処罰する法律の制定も強く要求され、日本国民に対する強力な配置につきその全貌がほぼ明かにされてきた。

二 アメリカ国防次官補ローゼンバーグ女史は、一〇月二八日東京の放送会館で「日本の警察予備隊は人的資源という立場から私は関心をもっている」(同日付夕刊朝日新聞)、と語り、一二月には、UP極東総支配人ホーブライト氏は、次のような電報をうっている(一二月二日朝日新聞)。

米国は対日講和条約の批准完了後、日本の自衛目的のため、日本に軍事装備を提供する兆候がある。一部連合軍筋では、この装備の中には戦車、観測用飛行機、大砲、小火器が含まれるだろうとみており、これら兵器の提供は日米安保条約の枠内できわめて簡単に実現できるものと信じている。

日本はゆくゆく適当な規模の地上軍を創設し、これを西太平洋の米海空防衛軍に編入しなければならないと米側が考えていることは今では公然たる事実となっている。また日本が再軍備費用の大部分の支払いを米国に期待していることも公然たる事実である。

もし近い将来に米国の軍事装備を朝鮮から引揚げることができれば、これらの装備は日本に移されるものとみられる。

吉田首相も一二月二日、もと陸海軍の将校と会談して、日米安全保障条約に規定する「防衛力漸増」措置について協議し、アメリカのダレス顧問の来日に備えた。一二月六日の朝日新聞によれば吉田首相の考えは次のとおりである。

防衛力漸増計画

一、予備隊、海上保安庁の性格をある程度陸海軍に近いものにまで引上げることを目的とし、まずそれぞれの隊員の訓練を高度化する。また将校に相当する幹部を養成する新機関を早急に新設する。現在、追放を解除された旧軍人をふくめ予備隊の幹部要員を神奈川県久里浜の総隊学校で短期訓練を行っているが一二月には一段落する予定なので、さらに引続き新設機関に收容する計画である。これは小規模なものではあるが新しい陸士、海兵のようなものだと政府筋もいっている。

一、予備隊、保安庁とも装備の強化と隊員の質、ことに技術水準を引上げることが必要だが、装備は予算その他の関係で漸進的な強化を期待するほかないので、人の面の強化を先行させるのがこの計画の特徴とみられる。それも量的な拡充方法はとらず、少

数精鋭主義をねらいとしている。なかでも幹部要員の養成に重点がおかれ、予備隊、保安庁職員双方の幹部要員養成機関は十分な施設をもつものとする意向で、特にデモクラシーの精神を体得するための教育が重視されている。

一、警察予備隊は来年十月の創設二周年にはかなりの退職希望者があるものと見て当初、現定員七万五千名を五万人に整理し精鋭主義を打立てる機会とする原案であったが、この点は変更されて、現定員のまますえ置かれるか、場合によって多少増員されるかも知れない。首相は少数でも質のよい予備隊を育成しておき、情勢の変化が必要があれば増員する方が、不完全なものをより多く保有するよりも近道になるという考えである。普通の軍事訓練のほかに、緊急事態に備えて発電所、鉄道、通信などの管理、操業に必要な特殊訓練も併せ行う。

一、海上保安庁職員には沿岸での上陸用舟艇相手の戦闘能力くらいは持たせる方向に進んでいる。そのために小型快速艇、小駆逐艦などを保有する方針といわれるが、これら総部のトン数を合せてもかつて日本が持っていた一隻の戦闘艦にも及ばないほど微々たるものだと言われている。なおこの計画の立て方はまず予備隊の強化を図り、次いで保安庁に及ぼすという段取りになっていて「陸主海従」の色が濃い。

三 自由党でも、すでに六月末の総務会で次のような自衛治安対策要綱を決定している。

現段階における自衛治安対策要綱

一、日本の安全保障、自衛権施策について現在の国際情勢、また講和条約締結前後という段階では国外からの直接侵略に対する保障と、国内の間接侵略対策ないし一般治安対策とを区別して考慮すべきだ。

二、前者は講和条約と併行して国際集団安全保障で解決する。後者は青少年団体と婦人団体の健全な育成と国民にたいして共産禍の弊害を認識させることによって自衛治安の確保をはかる。

三、国会に国家安全にかんする常任委員会を急設する。政府に国家安全担当の大臣をおき、自衛治安施策の調整責任の一元化をはかる。つまり、その大臣は国警、予備隊、海上保安庁および国家安全調査庁(特審を解消発展させる)を所管させる。

四、右の構想は民主化された治安機構の長所を活用しつつ他面自衛力の能率的総合調整をはかることである。治安省の構想はここから出ている。

五、内閣に国家安全調査庁をおき国家安全大臣を長官として、必要な内外情勢のしゅう集、国家自衛諸機関の連絡調整、国家安全のための点検、啓蒙、将来おかるべき駐兵ない安全保障の外国機関との実際上の連絡にあたる。なお右機関の一部で将来の自衛国防にかんする調査研究を行わせる。

六、国内治安諸機関の調整強化(イ)国警、自警の能率向上のための調整、ただし首都警察についてはその国家法にかんがみ国警との関連において考究する、(ロ)国家公安委員長は国家安全大臣が兼任する、(ハ)警察予備隊の自主性の強化、その国内治安隊の性格を明確化する。

七、必要に応じ刑訴法令を改める。とくに従来 of 団体等規正令を廃止し公職就職禁止宣伝活動の制限、または最悪の場合は結社の禁止をも行う。さらに国家機関にたいする防諜取締、非常事態下における緊急拘束の規定、第三人の国内犯罪の取締、不

法出入国の管理を強化する。

四 なお、政府や官憲が労働運動や平和闘争を治安対策として考えていることはのちにみるとおりであるが、九月一三日、衆議院地方行政委員会における田中警視總監の治安状況についての次のような説明も、そのことを証明している。

本年に入り現在までの治安情勢は昨年と比し表面的には平穩に推移している。ただ内面的には相当複雑な事情がある。試みに警視庁管下に今まで起った警備事象としてあぐべき事件を述べれば春季労働攻勢における二月七日よりの炭鉱スト、これについては直接事業場が首都ではないが、これらの動きを中心として、種々の動きが相当活潑に行われたのであり、警戒を厳にした事象である。

次に電気事業分断反対の電産電源ストが三月一〇日より発生、これに対しては発電所、配電所その他について相当嚴重に警戒し幸に何等の事故なくして終った。また、昨年三月上旬に朝鮮人の会館を接収した。これにともない一カ年を経て三月七日王子朝鮮人学校において未許可の集会強行の事件が発生した。明かに三月七日、丁度自治警察一周年記念にあたり、警視庁側としても各警察署から一カ所に警備力を集中して、その虚をついて未許可集会を敢行しようとする企てがあり、その状況は前から解って居たために裏をかくて或る程度他へ集中しておいたが、大した事故もなく終了した。

五月一日メーデーの会場として総評側から宮城広場を是非使用させるやうにと要求があったが、皇居広場は国民公園規定の建前から、一切政治運動に使用することを禁じている関係上、出来れば他の場所で、明治神宮外苑、芝公園、上野公園等でメーデーを敢行してもらいたいと総評側と折衝したが、総評側としては、あくまで皇居前広場でメーデーを実施するやうな意向であった。これに対し警視庁側では法の裏をくぐる一つのメーデーのやり方であると折衝を重ねたが敢行の強意をみたため、警備上万全の措置を講じた。大体において総評はメーデーを禁止し、統一メーデー促進会の芝公園、大森駅前におけるメーデーを実施して、事なく終了した。

こえて五月三日、憲法記念式典における会場でデモ敢行の噂があったのだが、これは皇居前広場におけるメーデーを禁止した関係上総評側としては、憲法施行記念式に国民の一員として参加しそこでデモを敢行したい、かかる情報もあったので十分に警戒したが、不幸にして総評幹部の中で若干デモを敢行し、公案条例の規定の上から違反であるためにやむをえず検挙した。

七月二三日及び三〇日の東武鉄道のストであるが、会社側と労組側と折衝の結果、一応の解決をみた。

六月二五日、左派朝鮮人の反戦反米ビラの事件があり、政令三百二五号の違反として検挙されている。

八月一五日終戦記念日に、左派朝鮮人が王子朝鮮人中学に集会し無許可集会を強行しようという計画があり、これに対し事前に嚴重に警告を発したが、若干集会した。これに対し直ちに解散を命じ、集会の事実なく終った。最近においては、サンフランシスコにおける講和会議を中心といたしまして、平和擁護闘争を展開し、これについては去る九月一日に日本平和国民推進会議、これは総評と宗教者団体が合流し平和闘争をする、かかる計画があり、合法的に集会し、後に示威を行いたいといふ趣旨であったので主催者側と折衝いたしました。明かに一線を画し、出来れば自衛的に主催者側において、一再のトラブルの起ることを防ぐという条件で開催を許した。当日は大会そのもの

も平穩無事に終了した。

また、集団威示行進も若干のトラブルはあったが、大体平穩裡に終了している。今後平和会議後の日本の諸情勢から勘案して、多くのことが予想される。一例として九月四日における共産党幹部検挙に対する反対闘争、或いは公安条例撤廃運動を展開する、また、労組を中心とする賃上げ要求闘争、行政整理反対闘争、これらのものが逐次現実に運動を展開されるやうな萌芽が散見する。この点にも留意を尽し、事件発生 of 絶対なきよう、取締りに万全を期したいと考えている。

また、「講和条約の調印後、占領軍の存在という支柱を失った場合に、混乱がおきないか」という質問に対しては次のように答えている。

装備施設の改善を十分に万全を期したいと考えている。通信施設、輸送施設、その他一切の犯罪防止のための或は犯罪検挙のための鑑識施設等逐次整備している次第である。さらに今後連合軍当局が首都から撤退した後の外国人、第三人に対する種々の警備警戒ならびに取締りについて、現在の警視庁の機構ではそのまま適用しかねるかもしれない。かかる観点から外国人の保護警戒ならびに密入国者の取締り、またこれら外国人に対する種々な警察上の警備計画、かようなものについて、或程度現在の首都警察の機構を若干改正して、これに対応する一つの機構を作り、これによってできる限り警備警戒を十分に万全を期そうという考えである。

その他治安対策上もっとも必要なことは、警察官全体に対する志気の高揚、綱紀の肅正及び教養の徹底であり、今後この点について一層の努力をするつもりである。

また、「警視庁の現在の情報警察関係が非常に微力であるとも考えられるが、これをどうするか」という質問に対しては、警察は建前としては現在情報を取らぬことにしている。警察は警備上必要な情報は必要によっては取る場合もあるが、建前としては取っていない。したがってこれを全国統一化して情報網を組織するということは現在の警察の本質から言って一応不可能となっている。

と答えた。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
